

平成23年8月3日

電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について  
(平成23年8月3日 諮問第22号)

[60GHz帯の特定小電力無線局の周波数拡張に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高橋課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(谷口課長補佐、松井係長)

電話：03-5253-5896

# 電波法施行規則及び無線設備規則の 各一部を改正する省令案について

(60GHz 帯の特定小電力無線局の周波数拡張に関する制度整備)

## 1 諮問の背景

60GHz 帯 (59GHz～66GHz) の特定小電力無線局については、平成 12 年 2 月の電気通信技術審議会諮問 107 号「60GHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備の技術的条件」の答申を受け、平成 12 年 8 月に制度整備が行われたものである。

近年、当該 60GHz 帯に関する技術開発及び国際標準化活動が活発に進められており、IEEE 802.15 WG (注 1) において、平成 21 年 9 月に IEEE802.15.3c 規格が策定されたところであり、IEEE 802.11 WG (注 2) においても、60GHz 帯における無線 LAN (Local Area Network) の規格として、IEEE802.11ad の規格策定に関する審議が始められている。

60GHz 帯の免許不要周波数帯は、各国では IEEE 等の国際標準化団体で定められている 4 チャンネルであるが、我が国は 3 チャンネルとなっている。今般、「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」とりまとめ (平成 22 年 11 月 30 日) において、「家庭・オフィスでのブロードバンド環境を整備するため、2012 年を目標として、60GHz 帯の利用帯域を 2GHz 拡張し、57-66GHz とすることについて検討するべきである」とされたことに伴い、国際各国の機器との更なる相互利用を可能とするため、我が国の 60GHz 帯の免許不要周波数を 4 チャンネルに拡張して、利便性の向上を図り国際競争力強化するものである。

以上のことから、60GHz 帯特定小電力無線局の周波数を拡大し、下限周波数について現在の 59GHz から 57GHz とすること等を定めるため、電波法施行規則及び無線設備規則に関する規則の各一部を改正するものである。

注 1 : IEEE 802.15 WG は、WPAN (Wireless Personal Area Network、個人用無線ネットワーク) の標準化を行っているワーキング・グループ

注 2 : IEEE 802.11 WG は、無線 LAN の標準化を行っているワーキング・グループ

## 2 改正省令の概要

### (1) 電波法施行規則の一部を改正する省令案

60GHz 帯の特定小電力無線局の周波数を変更する。(第 6 条)

### (2) 無線設備規則の一部を改正する省令案

- ① 60GHz 帯の特定小電力無線局の周波数を変更する。(第 9 条の 4、第 14 条、第 24 条、第 49 条の 14、別表第 1 号)
- ② 60GHz 帯の陸上移動業務の無線局の周波数を変更する。(第 24 条、第 49 条の 25 の 3、

別表第 1 号、別表第 3 号)

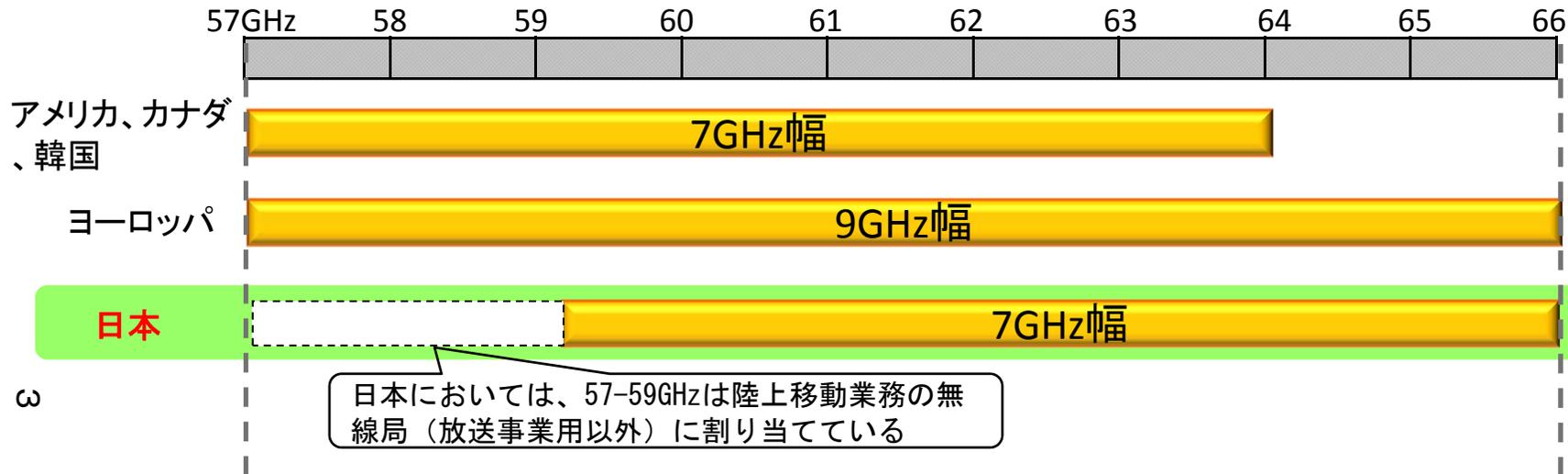
3 施行期日

平成 2 3 年 8 月 公布・施行 (予定)

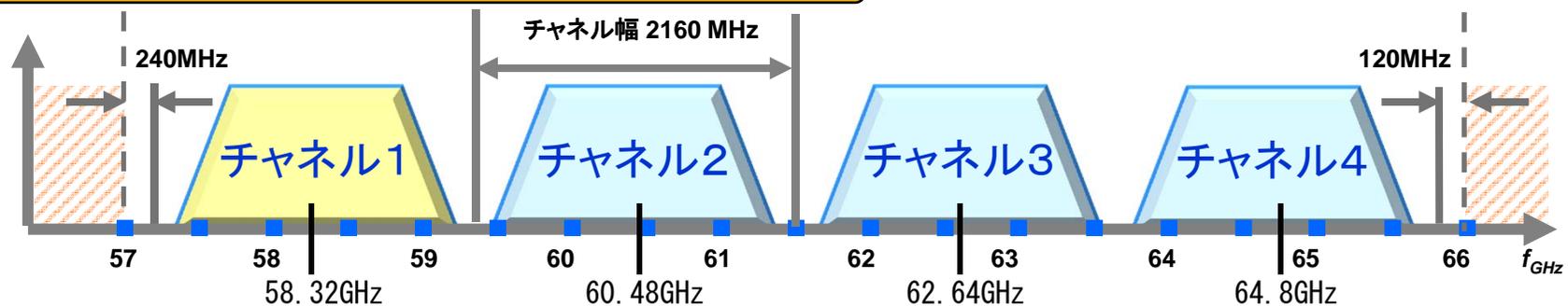
# 60GHz帯 (59~66GHz) の特定小電力無線局周波数の使用周波数拡大

- 現在、日本の特定小電力無線局として59~66GHzが割当てられており、国際標準化されたミリ波帯のチャンネルプランのチャンネル2~4の3チャンネルのみが利用可能な状況である。
- 周波数を2GHz拡張し57~66GHzとすることで、チャンネル1~4の4チャンネルが利用可能となり、各国の機器との相互利用が可能となり、利便性が向上するとともに、国際競争力強化に資する。

## 各国の60GHz帯の割当状況

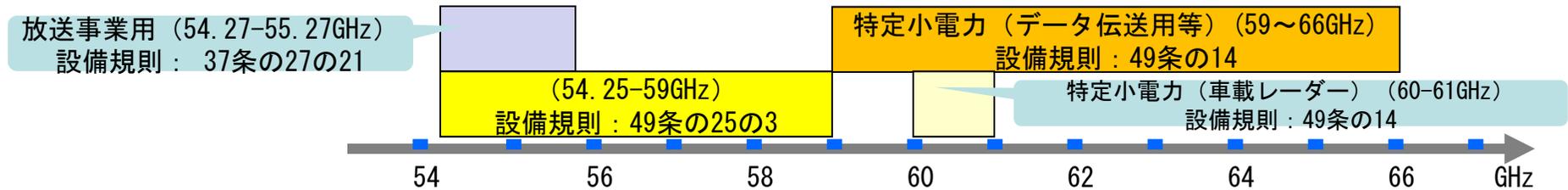


## 国際標準化されたミリ波帯のチャンネルプラン

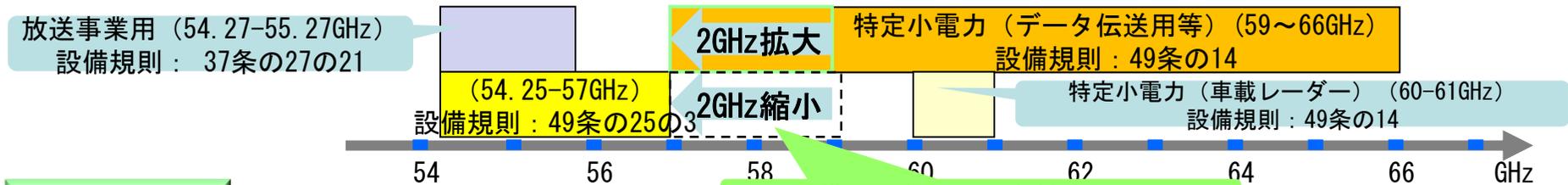


# 60GHz帯 (59~66GHz) の特定小電力無線局周波数の使用周波数拡大

## 60GHz帯周辺の割当状況

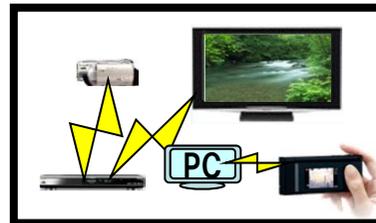
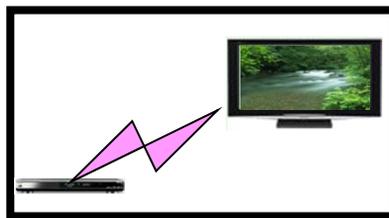


## 周波数拡大



## 利用イメージ

旧設備は10年間のみ存続を認める。



### 【改正概要】

- ・ 60GHz帯特定小電力無線局の周波数を拡大  
(電波法施行規則第6条及び無線設備規則第49条の14 等)
- ・ 無線設備規則第49条の25の3の周波数の周波数を縮小 (放送事業用以外)  
\* 全国で36局のみ (空中線電力3mW 免許人: ソフトバンクモバイル)
- ・ 経過措置 (旧無線設備は平成33年まで使用を可能とする措置等)

平成 23 年 8 月 3 日

周波数割当計画の一部を変更する告示案について  
(平成 23 年 8 月 3 日 諮問第 23 号)

[60GHz 帯特定小電力無線局の周波数拡大に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高橋課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局電波政策課

(白石周波数調整官、伊藤係長)

電話：03-5253-5875

## 周波数割当計画の一部変更案について

(60GHz 帯特定小電力無線局の周波数拡大に伴う制度整備)

### 1 諮問の概要

平成12年8月に制度整備が行われた60GHz帯（59GHz～66GHz）の特定小電力無線局については、近年、技術開発及び国際標準化活動が活発に進められているところ、総務省において昨年開催された「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」のとりまとめ（平成22年11月30日）においては、「家庭・オフィスでのブロードバンド環境を整備するため、2012年を目標として、60GHz帯の利用帯域を2GHz幅拡張し、57GHz～66GHzとすることについて検討するべきである」とされたところである。

今般、これを踏まえ当該使用周波数帯域の拡張を図るため、周波数割当計画の一部を変更するものである。

### 2 改正概要

- (1) 57～59GHz 帯の移動業務の周波数区分における無線局の目的に、新たに小電力業務用（ミリ波画像伝送用及びミリ波データ伝送用）を追加すること。
- (2) 特定小電力無線局の周波数拡大に伴い、57～59GHz 帯を使用する既存の移動業務の無線局に対して、使用期限を設けること。

### 3 施行期日

答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更し、官報に掲載する。

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）の一部を次のように変更する。

平成 年 月 日

総務大臣 片山 善博

第2の第3表中

┌

57-58.2 J189	地球探査衛星（受動）	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	
	宇宙研究（受動）		
58.2-59 J189 J201	固定	公共業務用 放送事業用 一般業務用	
	移動 J204		
	衛星間 J202		
無線標定	地球探査衛星（受動）	公共業務用 一般業務用	
	宇宙研究（受動）		

を

	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	
--	----------	------------------------------------	--

57-58.2 J189	地球探査衛星 (受動)	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	
	宇宙研究 (受動)		
	固定		
	衛星間 J202		
	移動 J201A J204	公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用 (ミリ波画像伝送用及びミリ波データ伝送用)	小電力業務用 (ミリ波画像伝送用及びミリ波データ伝送用) への割当ては、別表 9-9 による。
		一般業務用	

22

	無線標定	公共業務用 一般業務用	
58.2-59 J189 J201	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動) ----- 固定	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	
	----- 移動 J201A	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用 (ミリ波画像伝送用及びミリ波データ 伝送用) 一般業務用	小電力業務用 (ミリ波画像伝送用及びミリ波データ 伝送用) への割当ては、別表 9-9 による 。

改める。

第2の国内周波数分配の脚注 J201 の次に次のように加える。

J201A

移動業務 (小電力業務用を除く。) によるこの周波数帯の使用は、平成33年12月31日までに限る。

第2の別表9-9中「62.5GHz」を「61.5GHz」に改める。

改 正 案

現 行

第1 総則  
1～8 (略)  
第2 周波数割当表  
1～7 (略)  
第1表 (略)  
第2表 (略)

第1 総則  
1～8 (略)  
第2 周波数割当表  
1～7 (略)  
第1表 (略)  
第2表 (略)

第3表 10GHz～275GHz

第3表 10GHz～275GHz

国内分配 (GHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
(略)	(略)	(略)	(略)
57-58.2 J189	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)		
	固定	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	
	衛星間 J202	電気通信業務用 公共業務用	
	移動 J201A J204	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用 (ミリ波画像伝送用及びミリ波データ伝送用) 一般業務用	小電力業務用 (ミリ波画像伝送用及びミリ波データ伝送用) への割当ては、別表9-9による。
	無線標定	公共業務用 一般業務用	
58.2-59 J189 J201	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)		
	固定	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	

国内分配 (GHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
(略)	(略)	(略)	(略)
57-58.2 J189	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)		
	固定 移動 J204	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	
	衛星間 J202	電気通信業務用 公共業務用	
		無線標定	公共業務用 一般業務用
58.2-59 J189 J201	地球探査衛星 (受動) 宇宙研究 (受動)		
	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用	

	移動 J201A	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用（ ミリ波画像伝 送用及びミリ波デ ータ伝送用） 一般業務用	小電力業務用（ミリ波画像伝 送用及びミリ波データ伝送用 ）への割当ては、別表9-9 による。
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)

国内周波数分配の脚注 (略)

J1～J201 (略)

J201A

移動業務（小電力業務用を除く。）によるこの周波数帯の使用は、平成33年12月31日までに限る。

J202～J210 (略)

別表1～9-8 (略)

別表9-9 ミリ波画像伝送用及びミリ波データ伝送用特定小電力無線局の周波数表

<u>61.5GHz</u>
----------------

別表9-10～11-4 (略)

国際周波数分配の脚注 (略)

第3・第4 (略)

国内周波数分配の脚注 (略)

J1～J201 (略)

J202～J210 (略)

別表1～9-8 (略)

別表9-9 ミリ波画像伝送用及びミリ波データ伝送用特定小電力無線局の周波数表

<u>62.5GHz</u>
----------------

別表9-10～11-4 (略)

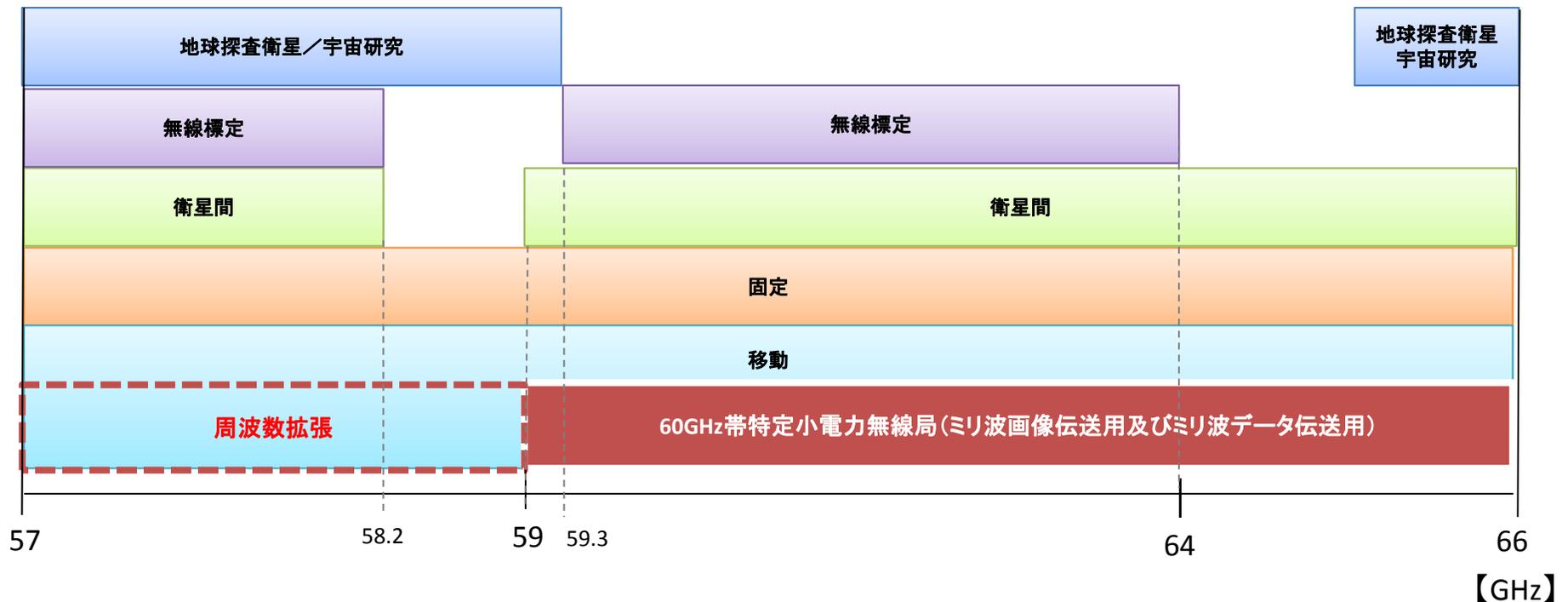
国際周波数分配の脚注 (略)

第3・第4 (略)

# 60GHz帯特定小電力無線局の周波数拡大 (周波数割当計画の一部変更)

【参考資料】

## 周波数配置



## 改正内容

- 60GHz帯特定小電力無線局（ミリ波画像伝送用及びミリ波データ伝送用）について、現行の使用周波数帯域（59-66GHz）を2GHz幅拡張し、57-66GHzとすること。
- 57-59GHz帯の周波数を使用する既存の移動業務の無線局について、その使用期限を設定（平成33年12月31日まで）すること。

平成 23 年 8 月 3 日

電波法施行規則の一部を改正する省令案について  
(平成 23 年 8 月 3 日 諮問第 24 号)

[電波法の一部を改正する法律の一部施行に伴う制度整備]

(連絡先)

電波監理審議会について

総務省総合通信基盤局総務課

(高橋課長補佐、北村係長)

電話：03-5253-5829

諮問内容について

総務省総合通信基盤局移動通信課

(村田課長補佐、岡部主査)

電話：03-5253-5893

# 電波法施行規則の一部を改正する省令案について

## ～電波法の一部を改正する法律の一部施行に伴う制度整備～

### 1 諮問の背景

第 177 回国会において、電波法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 60 号。以下「改正電波法」という。）が本年 5 月 26 日に成立したところ。

同法において、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定（特定基地局の開設計画の認定に関する規定の整備等に係る部分）については、法の公布の日（平成 23 年 6 月 1 日）から起算して 3 月を超えない範囲内で施行することとされており、これに必要な規定の整備を行うため、電波法施行規則の一部を改正するもの。

### 2 改正の概要

改正電波法において、現に既存の無線局が使用している周波数であり、周波数割当計画において使用の期限が定められているものを特定基地局が使用する場合の開設計画の認定の有効期間については、10 年を超えない範囲内において総務省令で定めることとされているため、今般、電波法施行規則において当該認定の有効期間を 10 年と定めることとする。

#### ○電波法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（開設計画の認定の有効期間）</p> <p>第九条の二 法第二十七条の十三第六項に規定する開設計画の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年（<u>法第二十七条の十二第二項第二号括弧書に規定する周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定にあつては、十年</u>）とする。</p>	<p>（開設計画の認定の有効期間）</p> <p>第九条の二 法第二十七条の十三第六項に規定する開設計画の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年とする。</p>

### 3 施行期日

平成 23 年 8 月 31 日

※ 改正電波法の施行期日と同日に施行

**電波法の一部を改正する法律（平成23年法律第60号）**  
**新旧対照表（抜粋）**

改正後	現行
(特定基地局の開設指針)	(特定基地局の開設指針)
第二十七条の十二 (略)	第二十七条の十二 (同左)
2 開設指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。	2 開設指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 (略)	一 (同左)
二 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項（現にその周波数の全部又は一部を当該特定基地局以外の無線局が使用している場合であつて、 <u>その周波数について周波数割当計画において使用の期限が定められているときは、その周波数及びその期限の満了の日を含む。</u> ）	二 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項
三～六 (略)	三～六 (同左)
3 総務大臣は、開設指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。	3 総務大臣は、開設指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。
(開設計画の認定)	(開設計画の認定)
第二十七条の十三 (略)	第二十七条の十三 (同左)
2～5 (略)	2～5 (同左)
6 第一項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年（ <u>前条第二項第二号括弧書に規定する周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定にあつては、十年</u> ）を超えない範囲内において総務省令で定める。	6 第一項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内において総務省令で定める。
7 (略)	7 (同左)

# 電波法の一部を改正する法律の概要（周波数再編関係）

## 改正の概要

特定基地局(携帯電話基地局)を新規に開設しようとする者が、既存無線局の周波数変更に要する費用を負担することによって早期にサービスを開始することができるよう、当該費用の負担に関する事項を開設計書の規定事項及び開設計書の記載事項に追加する。

※ 開設計書の認定制度は、開設計書の認定を受けた事業者のみに、特定基地局の免許の申請を認める制度。

## 改正の内容

- 開設計書の規定事項の追加
  - 既存システムの周波数の使用期限
  - 既存無線局による周波数の使用を使用期限前に終了させるために特定基地局を開設しようとする者が行う費用の負担その他の措置(終了促進措置)に関する事項
- 開設計書の記載事項の追加
  - 終了促進措置の内容
  - 終了促進措置に要する費用の支弁方法
- 開設計書の認定の有効期間の上限を5年から10年に延長
- 終了促進措置の対象となる無線局に関する情報の提供

